

医療費控除の対象について

自分や家族などのために、昨年1月から12月までに支払った医療費の合計金額が10万円（その年の所得が200万円未満の方は所得の5%相当額）を超えた場合は、医療費控除を受けることができます。以下に医療費控除の対象となるものとならないものの例を示しますので、ご参照ください。

【対象になるもの】

- 医師や歯科医師による診療代・治療代
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費（薬事法に規定されているもの）
- 診療などで電車やバスなどの公共交通機関を利用した場合の交通費
- 6か月以上寝たきりの状態で、医師の治療を受けている人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）
- 介護保険制度の下で提供されている一定の介護保険サービス利用料（領収書に医療費控除対象額が記載されています。）

【対象にならないもの】

- インフルエンザなどの予防接種
- 健康診断や人間ドックの診断料（診断の結果引き続き治療を受ける場合は、含まれます。）
- 自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代
- 血圧計や体温計などの健康維持のための器具購入費用
- 風邪予防のうがい薬や栄養ドリンク・サプリメント代
- 文書料（診断書料）

※詳しくは、国税庁ホームページ『タックスアンサー』をご覧ください。

上場株式等の配当所得等に係る町県民税の課税方式の選択

上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡所得（源泉徴収がある特定口座）について、所得税と町県民税で異なる課税方式を選択することができます。

所得税の確定申告で上場株式等の配当所得等を申告する場合は、町県民税も同様の課税方式が適用されます。ただし、町県民税での課税を希望しない方は、町県民税における申告不要制度を選択することができます。

課税方式の選択を希望される方は、町県民税の納税通知書が送達される時までに、確定申告とは別に、町県民税申告書を税務課へ提出してください。なお、配当所得等の全部について町県民税の申告不要制度を選択する場合には、確定申告書でその旨を申告すれば提出の必要はありません。

これらに伴う町県民税申告は申告会場で受付けています。なお、納税通知書が送達された時以降に申告をした場合は、制度の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

国民健康保険加入の方へ

国民健康保険に加入している16歳以上の方は、収入がない場合でも毎年申告する必要があります。国民健康保険税額は、前年の所得を基に決定するので、正確な算定のために正しい申告をお願いします。また、高額療養費や入院時の食事代などについては、所得に応じて自己負担額の区分を判定しています。そのため、申告をしていないと、軽減等が受けられない場合があります。申告期間内に忘れずに申告するようお願いします。軽減が適用されるのは、世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含む）および国民健康保険加入者全員が所得申告した世帯に限られます。

町民課 国保年金担当 ☎内線 122

いつでもどこでもスマホで確定申告

～ひとりひとりができること、感染症拡大防止対策にご協力ください～

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくてもe-Tax（電子申告）で申告書を提出できます。今年度から青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成できるようになりました。

令和4年分の確定申告では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、是非ご自宅からe-Tax・スマホ申告をご利用ください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認ください。

◆申告に必要なもの◆

- ① 税務署または役場から送付された「令和4年分確定申告のお知らせ」または「申告書」（送付されている方のみ）
- ② マイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民票の写し（番号付き）等）
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ④ 本人または扶養親族が障がい者の場合は、障がい者手帳など
- ⑤ 本人が学生の場合は、学生証
- ⑥ 申告者本人名義の口座番号の分かる資料（所得税の還付申告予定の方）
- ⑦ 給与所得・年金所得のある方は源泉徴収票（原本）
- ⑧ 事業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書・収入金額および必要経費の分かる帳簿類・領収書など（※収支内訳書は、帳簿などから事前に作成する必要があります。）
- ⑨ その他の所得者は、令和4年中の収入（所得）内容が分かる書類および必要経費の分かる領収書など
- ⑩ 社会保険（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等）の領収書や証明書など
- ⑪ 生命保険・地震保険の控除証明書
- ⑫ 寄附金控除を受ける方は寄附した際の領収書
- ⑬ 医療費控除を受ける方は、領収書をもとに自分で事前に作成した「医療費控除の明細書」（明細書の様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で取得できます。）
- ⑭ セルフメディケーション税制を受ける方は、特定健康診査や定期健康診断等の一定の取組を行った領収書や結果通知書および領収書をもとに自分で事前に作成した「セルフメディケーション税制の明細書」（明細書の様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で取得できます。）

※なお、医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細書の作成を省略できます。

※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

川越税務署から確定申告に関するお知らせ

川越税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。来場される際は、駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

確定申告会場の入場には、混雑緩和を図るため、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に入手した入場整理券が必要です。

また、入場整理券の配布が終了した場合や混雑の状況によっては、後日の来場をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

国税庁LINE公式アカウントは右のQRコードでご確認ください。



開設期間 1月23日（月）～3月15日（水）（土、日曜日、祝日を除く。）
※2月19日（日）及び26日（日）に限り開場します。

会場 川越税務署（川越市大字並木452-2）
※スマホをお持ちの方は基本的にスマホを利用して申告していただきます。マイナンバーカードとパスワード（①数字4桁及び②英数字6桁～16桁）をお持ちください。

受付時間 午前8時30分～午後4時
なお、相談開始は午前9時から、申告書等の提出は午後5時までです。

※入場の際には、マスクの着用をしていただき、できる限り少人数でお越しください。
※入場の際に検温を実施しています。発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
※午後4時前であっても、混雑状況等により相談受付を終了する場合があります。

☎川越税務署 ☎235-9411